

## 3月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 "  | 中 嶋 登 君   | 10 " | 山 城 峻 一 君 |
| 3 "  | 塚 田 舞 君   | 11 " | 祢 津 明 子 君 |
| 5 "  | 水 出 康 成 君 | 12 " | 大日向 進 也 君 |
| 6 "  | 宮 入 健 誠 君 | 13 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 "  | 中 村 忠 靖 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 "  | 星 哲 夫 君   |      |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 臼 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 関 貞 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 橋 勉 君     |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君   |
| 建 設 課 長         | 堀 内 弘 達 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 細 田 美 香 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君   |
| 企 画 調 整 係 長     | 橋 本 直 紀 君   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |             |
| 子 ども 支 援 室 長    |             |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 子育て支援についてほか 大森茂彦議員

(2) 地震災害への対応についてほか 宮入健誠議員

第 2 発委第 1 号 坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

第 3 議案第 18 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 4 議案第 19 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 5 議案第 20 号 坂城町隣保館条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 21 号 坂城町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 22 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 23 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 24 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 25 号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 26 号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について

第 12 議案第 27 号 坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について

第 13 議案第 28 号 新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関する条例を廃止する条例について

第 14 議案第 29 号 令和 6 年度坂城町一般会計予算について

第 15 議案第 30 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 16 議案第 31 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 17 議案第 32 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

第 18 議案第 33 号 令和 6 年度坂城町下水道事業会計予算について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 最初に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

**14番（大森君）** おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、子育て支援についてお尋ねいたします。

厚労省が2月27日発表した人口動態統計の速報値、外国人も含んでいますけれども、それによりますと、2023年に生まれた赤ちゃんは過去最少の75万8,631人。初めて80万人を割った2022年から5.1%減り、少子化が一段と進みました。婚姻数も90年ぶりに50万件を割り、また、死亡数は過去最多の159万503人となり、出生数を引いた人口の自然減は、83万1,872人と最大の減少幅となっています。厚労省の国立社会保障・人口問題研究所は、将来推定人口で76万人を割るのは2035年と見込んでいました。しかし、実際は12年も早まっているという分析をしております。

また、長野県でも3月1日付の信濃毎日新聞が一面トップで、県の総人口200万人を割ると報じています。当町においても同じ傾向ではないかと思えます。しかし、人口増を特に移住と出生数の増加で人口増を成し得ているところがいくつかあります。そのうち県下トップの出生率を誇る南箕輪村があります。

長野放送が2月29日の夕方のニュースの中の特集番組で報道しました。メモをいたしましたので、若干報告いたします。南箕輪村の人口は、1965年は6,146人、1万人超えは1990年、そしてこの3月1日付で発表されました人口が1万6,071人で、約3倍近くまで増えております。村営保育園が5か所あり、定員の合計が720人となっています。子育て支援を他の市町村よりも早く取り組むことで口コミで広がって、近隣市町村からの転入につながっているといいます。最近では、県外からの転入もあり、村で出産する世帯が増えているとのこと。また、子育てからの復職を希望する女性などと地元企業の求人をマッチングする事業も力を入れており、2016年からこれまでに300人の女性が就職を決めております。このように藤城村長は、村の状況を紹介しております。

坂城町には、現役世代が近隣から多くの皆さんが働きに来ていらっしゃいます。若者や女性に選ばれる町になることも必要ではないでしょうか。そのためには、1歩も2歩も先を行く政策が必要だと考えます。

それでは、質問に入ってまいります。

イといたしまして、保育の保護者負担軽減のために。

県は、新年度から保育料について、これまでの要件を問わずに第3子以降の子の保育料の無

償化と第2子は半額とするため、市町村の協力を得て実施するとしています。坂城町では既に実施しており、県から財源の協力を得られるので、同時入園の条件をなくして第2子も無償化にできないか。お答えください。

次に、これまでの保育行政では考えられなかった事業が次から次へと打ち出されています。保育料や副食費の無償化、おむつの保育園での処分などが実施されてきました。私の子どもはもうすぐ50歳になるわけですが、当時は布のおしめを2枚使い、毎日保育園から持ち帰り、便の状態を確認し洗濯をしておりました。今では、子どもの着替えや紙パンツや紙おむつなど一式をリースする事業者も出てまいりました。リースを採用すればいいと思うのでありますが、リース料が数千円かかるとのことでもあります。

ここで提案ではありますが、保育士の負担軽減と保護者への子育て支援として、公費で保育園児のおむつの常備はできないか、お尋ねいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

**子ども支援室長（橋本君）** 子育て支援についてのご質問に順次お答えいたします。

町では、子育て世帯への経済的支援として、これまでも段階的に行ってきており、平成28年度からは第3子以降のお子さんについて無料とする保育料軽減の施策を行ってきたところでもあります。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、引き続き徴収することとなった給食費のうち、食材料費にあたる副食費につきまして、当初、町独自の施策として、同時通園の第2子は半額、第3子以降につきましては、子どもの年齢に関係なく無償とし、さらに、令和3年度からは、同時通園などを問わず無償としたところでもあります。

こうした中、県では、人口減少の緩和、女性や若者から選ばれる県を目指し、子育てしやすい環境づくりを目的として、多子世帯や所得の少ない世帯の保育料の軽減に取り組む市町村に対し補助を行うための予算を盛り込んだ新年度予算案を、現在開会中の県議会に上程しております。

今回、県が拡充または新設しようとしている補助制度の内容は、国の無償化の対象外となっている3歳未満児の保育料軽減策として、同時通園であることや所得による要件を設けることなく第3子以降を無償化、第2子を半額とするほか、年収360万円未満相当の世帯については、第2子以降を無償化、第1子を半額とする保育料減免事業を市町村が行った場合、その減免額の2分の1を県が補助する事業で、県では令和6年4月から、遅くとも令和7年4月からの実施に向けて市町村が取り組むよう要請があったところでもあります。

第2子の保育料無償化をとのご質問でございますが、町といたしましては、まずは既に実施している第3子以降の無償化以外の、同時通園等の要件を問わない第2子の半額、年収360万円未満相当の世帯については第2子以降の無償化、第1子を半額とするといった県の

補助事業の内容に沿った方向で実施を検討しており、保育料算出のシステム改修などの準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、保育園で使用のおむつについてのご質問でございますが、子育てに関する経済的支援として、町では第3子以降の保育料や、全ての園児の副食費の無償化に加え、不妊・不育症治療費の助成といった出生前の支援をはじめ、学校給食費の無償化のほか、町奨学金制度、医療費を高校卒業まで助成するなど、子育て世帯の経済的負担を軽減し、全ての子どもが等しく心身ともに健やかに成長していかれるよう取り組んでいるところであります。

また、昨年度、国において創設された出産・子育て応援交付金事業は、子育て世帯の経済的支援を行い、安心して出産・子育てができる環境を整えることを目的として、全ての妊婦・子育て世帯に対し、保健師との面談等による伴走型の相談支援と併せ、子育て用品の購入やサービス利用などに使用していただくため、給付金として妊娠届出時や出産時にそれぞれ5万円を支給しているところでございます。

保育園では、園で使用のおむつにつきましては、主に3歳未満児が紙おむつを使用しており、紙おむつは保護者に持参していただいております。使用済みのおむつにつきましては、昨年7月より保育園において衛生的に処分できる使用済みおむつの回収ボックスを導入し、保護者負担及び保育士の負担軽減を図ってきたところであります。

保育園に保護者が持参していただく紙おむつにつきましては、直接肌に触れるということもあり、メーカーにより肌触りやサイズ感などがそれぞれ違うことを踏まえ、皮膚の敏感なお子さんなどをはじめ、日々成長するその子に合ったメーカーや銘柄、サイズを考慮して保護者に持参していただいているところであります。

こうしたことから、紙おむつを保育園で常備することとなりますと、それぞれの子どもに合った様々なメーカーの全てのサイズを準備するということとなり、難しい面がございます。また、保育園を利用せず自宅などで子育てを行っている保護者などとの公平性の観点からも課題があることから、現時点では、保育園において公費でおむつを常備することは考えておりません。

今後、保護者が子育てを行うという観点や、おむつを購入することによる経済的負担などを考慮し、近隣市町村の状況等を踏まえまして、研究してまいりたいと考えているところでございます。

**14番（大森君）** 1回目の質問の答弁をいただきました。これまでの町の子育て支援について、ただいまの答弁の中でいろいろ紹介をしていただきました。まず、3歳未満児の保育料をやはり減額していくということと併せて、無償化へ向けての取組も、やはりより一層進めていく必要があるのではないかとこのように思います。

妊娠中からのいろんな支援、出産用の支援なども準備されていますけれども、子育てはそれ

だけで終わるわけではありません。やはり保育園を卒業するまでは、それなりの入学前までの費用というのがかかるようになります。そういう点でも、今後検討していただくということをぜひ、今の答弁にもありましたけれども、今後ともぜひ検討していただくということだと思います。

おむつを保育園で公費で常備するという点で、いろいろと品質の問題だとか、あるいは皮膚の問題だとかいろいろ、かぶれたりということもあるかもしれません。それも、いろんな条件を調査などし、また、保護者の協力を得てどういうものがあるのかということも研究しながらですね、やっぱり準備していただくということを提案しておきたいというふうに思います。

次に、2番目の質問といたしまして、町の公共交通のあり方はということで質問してまいります。

#### イ. デマンド交通について

今、国民の移動手段が大変な時代になってきています。以前、国民の共有財産であった国有鉄道、国鉄は民営化に移行し、6ブロックに細分化、そして貨物会社になりました。国は新幹線網を張り巡らせながら、JR各社は採算の取れる在来線は確保し、地方の採算の取れない路線は廃止にしていくという動きが強まっています。国民の日常生活に欠かせないローカル線はずたずたにされ、関係自治体の負担で赤字覚悟で経営せざるを得ない状況をつくり出しています。しなの鉄道もその一つであります。

また、運輸の2024年問題で大きな問題となっています。働き方改革関連法によって、2024年4月1日、もうすぐですが、これ以降、自動車運転の業務が見直され、運転手の確保ができず、長野市のぐるりん号をはじめ、多くの自治体で地域交通の減便がニュースになっています。

公共交通は、住民の生存権を保障し、誰にも制限されない移動する権利であります。また、どこに住んでいても制限されない居住権も保障しております。国民の基本的な権利です。町の地域公共交通政策は、従来の循環バスの運行と新たにデマンド交通の実証実験を行っております。特に高齢者の移動する自由を保障するため、デマンド交通の導入に実証実験を実施し、この4月から3年目になります。この1年間で、より充実した成果を出し、次年度には本格運行できるようにしていただきたいと思っております。

そこでお尋ねいたします。まず、現在のデマンド交通の登録者数、そして利用者数などは、昨年度の比較でどのようになっているのか、ご答弁願います。

また、各種要望の点ですが、私のところに村上地域に住む人からの要望がありました。長野の病院で診察が終わって、テクノさかき駅に着くと3時を過ぎてしまう。タクシーを利用せざるを得ない。デマンド交通の終わりの時間を延ばしてほしいという要望がありました。循環バスはありますが、公民館に止まるだけで、そこから自宅まで相当な距離を歩かざるを得ないと

ということも訴えておりました。利用者の意見や要望は、これまでどのようなものがあったのか、ご答弁願います。

次に、この2年間実証実験をやってきましたが、今後の1年見直しを行うとすれば、どんな点があるのか、お答えください。

また、利用料が1回500円、往復1千円ということで、年金暮らしなので、できれば安くしてほしいという要望もあります。事業者との関係もあると思いますが、1回300円にできないかという要望が出されています。これについてどのような見解か、ご答弁願います。

ロといたしまして、循環バスの今後は。

デマンド交通の運行で循環バスへの影響はどのようになっているか、お答え願います。

また、循環バスの小型化は考えられないのか。

次に、循環バスとデマンド交通は両立できるのか。

以上3点。そして、今度新しい方向といたしまして、新複合施設は、公共交通の拠点との計画をしておりますが、新複合施設竣工時に合わせ、循環バスの小型化で運行コースを半周回りにすることなど、そしてきめ細かな運行はできないのか、この検討をぜひ進めてほしいと思いますが、そのご見解を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから町の公共交通のあり方ということで、イ．デマンド交通について、ロ．循環バスの今後はということでご質問をいただきました。今、ご質問の中で大森議員さんからいろいろお話を伺いましたが、ほとんど解決策を言っていたいただいたような感じがいたしますけれども、非常に今、公共交通については重要な時期になっていると思っております。デマンド交通は令和6年度までの実証実験でございますが、その間2年近く経過しましたけれども、いろんなご意見をいただいておりますし、それから循環バスについても後ほど申し上げますけれども、ちょうど今走っている2台のバスが購入して10年になりまして、走行距離数もかなりのものになりまして、買い換えなければいけないと。そのときに、今の大きさでいいのかということで、方向としては小型のものに切り替えていくんだろーと思っております。

それから、新複合施設は、今度中間の拠点になってくる可能性がありますので、循環バスとオンデマンド、もっと言えばしなの鉄道を組み合わせたような新しい公共交通の在り方を、ここ少なくとも数年の間に議論しなければいけないというふうに思っております。ご質問いただきました内容について、順次お答え申し上げたいと思っております。

まず、イのデマンド交通についてでありますけれども、町におけるデマンド交通、これは実際には乗り合いタクシーという形になっているんですけれども、これにつきましては、令和4年4月から道路運送法に基づき、町内のタクシー運行业者の協力の下、最長3年間の予定で実証実験を行っております。

運行計画では、利用対象を75歳以上の高齢者とし、利用料金を1回500円、既存のタクシー車両を使って、土日を除く平日の午前9時から12時までの3時間と、午後1時から3時までの2時間の1日計5時間で運行しております。

利用にあたりましては、事前に利用者登録をしていただき、自宅から買物先や医療機関などの指定された停留所までの間を、予約いただいた複数の方が乗り合いにより運行をするというものであります。

登録状況につきましては、1年目の令和4年度末では229名の方が登録され、直近の令和6年1月末の時点では278名と、プラス49名、21%の増となっております。

また、利用者数につきましても、令和4年度末で延べ人数は2,793名、1か月当たりの平均利用者数230名に対し、今年度につきましては、これは期の途中ですけど、1月末の時点で2,641名、一月当たりの平均利用者数は265名と、前年度に比べプラス30名、15%の増となっている状況であります。

デマンド交通の利用先といたしましては、医療機関が最も多く、続いて商店などの買物先、金融機関、駅、公共施設といった順となっており、こうした利用状況から、車を持たれない高齢者の方々の貴重な交通手段となっていることがうかがえるところであります。

利用者からのご意見やご要望につきましては、地域公共交通会議等の場や運行事業者を通してお聞きする中で、高齢者の方の利用が多いコンビニエンスストアや葬祭場などの停留所の増設について、今年度対応させていただいたところであります。

次に、運行時間の延長や料金の見直し等についてのご質問であります。今年度開催しました公共交通会議や地域交通利用促進協議会におけるアンケート調査等では、運行時間や利用料金等について、新たな要望はお聞きしておりませんが、デマンド交通を導入するにあたり、北陸信越運輸局等と協議を重ねる中で、町内のタクシー運行と乗り合いタクシーが共存できるよう、運行時間、運行日や料金設定を行った経過もあります。町といたしましては、3年間の実証実験期間を通じて、より利用しやすい仕組みになるよう、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、タクシー料金についてでございますけれども、令和5年10月からタクシー料金そのものの料金改定が行われ、値上げとなっている状況であります。新年度からデマンド交通を委託しているタクシー事業者への支払いにつきましても増加することとなりますが、デマンド交通の利用者にご負担をいただいている利用料につきましては、実証実験期間中でもありますことから、当面据置きにして運用してまいりたいと考えております。

今後につきましては、引き続き、利用者の皆さんからのご意見、ご要望をお聞きするとともに、見直しにつきましても、運行事業者をはじめ、デマンド交通を所管する運輸局や関係機関との協議の上、本格運行に向けて、よりよい仕組みとなるよう努めてまいりたいと考えており



ます。

続きまして、口として循環バスの今後はとのご質問であります。循環バスにつきましては、坂城地区から中之条・南条地区を経由して村上地区を回る北まわり便と、その反対を回る南まわり便がございます。

運行は月曜日から土曜日で、祝祭日および日曜日と年末年始、31日から3日までですけれども、これは運休となります。

また、平日の北まわり便の一部では、上田便として上田市の塩尻、下秋和、信州上田医療センターへも向かう便も運行しております。

循環バスの利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者が減少傾向でありましたが、令和4年度からは、前年度と比較し、若干増加傾向で推移しており、利用者が戻りつつある状況となっております。

デマンド交通の運行で循環バスへの影響はどうかとのご質問でございますけれども、デマンド交通が浸透するにつれ、行きは循環バスを利用して、帰りはデマンド交通を利用する方の増加や、上田市の医療機関を利用していた高齢者の方が、循環バスとデマンド交通を併用することで町内の医療機関への通院に切り替え、併せて帰宅時に買物ができ、非常に便利になったなどのご意見もお聞きしております。

利用者の皆さんが、地域公共交通をご自分の生活様式の中で工夫し、利用されてきていることがうかがえるところであります。また循環バスとデマンド交通の利用に相乗効果が出てきており、ある程度バランスよく両立できているのではないかと考えているところであります。

先ほどちょっとお話ししましたけれども、続きまして、循環バスの小型化と新複合施設計画における公共交通の拠点としての位置づけによる循環バスルートや運行計画の見直しについてのご質問でございます。

現在、循環バスの運行に使用している車両は導入から10年近くが経過し、走行距離もこれは今40万キロ超になっておりますけれども、これも伸びてきており、車両の修繕も頻繁に必要となってきていることから、車両の更新計画について、検討を行っているところであります。

車両の更新にあたりましては、これまでの利用状況をはじめ、本格運行を目指すデマンド交通の利用状況等も踏まえる中で、より効率的な運用となるよう現在のマイクロバス規格も含め、10人乗りワンボックス車など、車両の規格につきましても改めて検討を行ってまいりたいと考えております。

また、新複合施設による公共交通の拠点につきましては、町全体からの利用が想定される坂城駅及び役場周辺を中心拠点として、また中之条地区の老人福祉センター、文化センター、町立図書館等が立地するエリア周辺を福祉交流拠点として捉え、今後車両サイズ等の検討と併せ、運行ルート及び運行計画について、住民ニーズを踏まえた公共交通の維持・充実を目指し、関

係機関と協議を進める中で、その中で検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、新たな公共交通システムとしてのデマンドによる乗り合いタクシー事業と循環バスのシステムをバランスよく運用し、より多くの皆さんが便利にご利用いただけるよう、実証実験による運行についての十分な検証を行い、町の地域公共交通がより利用しやすい仕組みになるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 町長より答弁をいただきました。今、小型化のことも考えていらっしゃるということですが、私はかねてから提案しているんですが、今は北まわり、南まわりということですね、やっぱり見直して、小型化にし、そして半周回りにするというので、今は立ち寄っていないところがまだいくつもあるんですね。だから、そういうところをもう少し。あるいはほとんど利用されないところの地域から少し離れたとか、利用しやすいところへ停留所を移すとか、そんなことも含めながら検討していく必要があるかと思えます。

ただ、どなたでも利用できる、利用しやすい、循環バスは、バス停から自宅までまた歩いて行く距離というのは、場所によっては相当な距離が出てきます。そういうようなことも含めてですね、やはり見直していくということで進めていっていただきたいというふうに思います。

1点、ちょっと質問なんですけど、登録されている方、令和4年度、令和5年度1月までは自然増ですか。それとも何かアピール、あるいは宣伝、町民の皆さんに利用の促進の呼びかけをするというような、そのような取組があったのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

**建設課長（堀内君）** 登録者増、利用者増の再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど町長から答弁いたしましたけど、登録者についても2割近く増えていると。利用者についても15%ほど増えているといった状況でございます。

こちらにつきましては、毎年新たにチラシを作成しまして、全戸配布等を行っている中での周知に努めているといったこともありますし、あと利用されている方からの口コミによる効果といったものがあるかと思えます。

先ほどの答弁にもありましたが、それぞれ行きは循環バス、帰りはデマンドタクシーといったような使い方をして、なかなか使い勝手がいいといったようなお話から増えているものと考えております。

**14番（大森君）** 循環バスとデマンド交通を併用するという方がいらっしゃるわけですが、できれば何かデータを作りましてね、例えばここの地域の人で、こういう時間にお医者へ行って、この時間に買物をしてという例題をつくって、そのときにはデマンドを使っていただいて、このときは循環バスというような、何通りかの例題を用意して、そして皆さんにもっと利用しやすい方法を提示するということがいかがでしょうか。ぜひそれを提案したいと思うんですが、その辺について、お考えをよろしく願いいたします。

**建設課長（堀内君）** 再質問にお答えをさせていただきます。

利用者増に向けた取組として、例題を設けての周知といったことにつきましては、どんなやり方ができるか、どういうふうにやっていくのが一番効果的かといったところも踏まえて、検討させていただきたいと思います。

**14番（大森君）** 検討していただくということですが、特に一人住まいの方で、誰とも相談できないという方の場合、だから、私に相談したテクノさかき駅で降りてという方もですね、やはりタクシーじゃなくても、恐らく長野の病院行くときにはデマンドを使っていらっしゃるかと思うんですが、あるいはデマンドで停留所まで出て、そして循環バスで行くという方法もあるかと思います。だから、いろんな例示を示して、こんな方法があると。

例えば、ここの地域の方でこういうふうになれば、例えばどこかのお医者さん、ここのお医者さんへ行くときには、こんな感じでやれば費用もそんなにかからない。1千円というふうにならないでね、循環バスも併用してできるよということ。やっぱりそういう例示をいくつか示してですね、これは便利だなというふうに見えるような例示も、ぜひ要望しておきたいというふうにあります。

それでは、3番目の質問といたします。3. 行政と町民との協働についてであります。

まちづくりは、町行政と住民が協力してつくり上げていくものであります。町の諸政策や事業などの決定には、幅広い住民の意見や協力がなければなりません。そのためには、広報広聴の在り方はどうあるべきなのか、新複合施設建設委員会を例に考えていきたいと思っています。

イといたしまして、広報広聴のあり方は。新複合施設建設委員会の会議が3回開催されました。ここの会議でいろんな意見が出され、どんな議論があったのか、町民には全く知らされておりません。この3回で素案が公表され、パブリックコメントの募集がありました。私が大事な点として思うのは、素案の公表までの審議経過が大切ではないでしょうか。例えば、各回の建設委員会の会議での審議内容をホームページに掲載し、町民からの意見も受け付けていく、こういう方法もあるかと思います。そして、次の建設委員会の会議に追加として報告する、そしてその内容を充実させていくと。こういうことも必要ではないかと思っております。以下質問をいたしますので、その見解を求めます。

今後、第4回以降の建設委員会に傍聴の席を設ける考えはいかがでしょうか。

次に、建設委員会の会議録を公表することにより、議論が漏れることや議論がしにくくなるという12月議会でのご答弁でした。委員の皆さんに秘密遵守を強いているのかどうか、この点についてもお聞きします。

町が持つ各種の計画や事業を進めるにあたり、積極的に情報を開示していく考えはどうか。

以上、この点について質問いたします。

企画政策課長（伊達君） 行政と町民との協働について、イとして広報広聴のあり方についてはのご質問にお答えをいたします。

ご質問については、新複合施設建設委員会を例にということでございますけれども、新複合施設につきましては、老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを核とし、子育て支援や図書館の一部機能を付加することで、多様なニーズへの対応と幅広い世代のつながりや交流を創出する施設として、町の公共施設個別施設計画や長期総合計画において、整備を進めることとされています。

これを踏まえ、今年度は建設委員会による協議のほか、子育て、ボランティア、高齢者、障がい者といった利用者の方々や中・高校生を対象としたワークショップによる意見聴取などを通じて、複合施設整備で実現を目指すことやそのための施設要件等を整理しながら、町民の皆様基本的な考え方をお示しする第1段階となります基本構想・基本計画の策定を進めてまいりました。

また、今回の基本構想・基本計画の策定にあたりましては、関係者の方々に複合施設が目指すテーマを明確にした上で、施設や利用する場面のイメージを共有しながら、必要となる部屋やスペース、実施される事業などを計画に反映するよう努めてきたところであります。

そうした中、一部の建設委員さんには実際にワークショップへご参画いただき、利用者の方々からのご意見や部門相互の事業連携のアイデアなどについて共に意見交換をして、議論の深化を図るなど、これまでの計画策定とは異なる手法で、関係する方々の意向を把握しながら素案を取りまとめたところであり、現在は町民の皆様から意見募集を終えたことから、再度、建設委員会にお諮りする中で、今年度の策定完了を目指しているところでございます。

また、令和6年度におきましては、今年度策定しました基本構想・基本計画を踏まえ、プロポーザルによる基本設計と、地質などを調べるボーリング調査を予定しており、関係経費について当初予算案に計上をさせていただいたところであります。

基本設計につきましては、基本構想・基本計画に示す基本的な要件が適正に反映されているかに加え、設計段階で盛り込む要素などの新たな観点を含め、建設委員会や利用者等の皆様のご意見を伺う場面を設けるとともに、今年度の計画策定に携わった支援事業者にも参画いただきながら、目指す施設のイメージをさらに高めていく必要があると考えております。

また、基本構想・基本計画という基本的な考え方をお示し、今後はこれをどう形づくるかという段階になる中では、検討の過程を皆様に知っていただきながら進めることも重要であると考えており、建設委員会における今後の設計立案に向けては、傍聴の席を設けることも検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、建設委員会の会議録公表についてのご質問ですが、行政からの広報広聴につきましては、町民の皆様へ適切なタイミングで正確な情報をお伝えすることが重要であると考えており

ます。

今年度の基本構想・基本計画の策定につきましては、形のないものから、町民の皆様にお示しできる第1段階の案を作るという過程に照らし、ホームページ等での公表という形は取っておりませんが、この間、建設委員さんへ秘密遵守などをお願いした経過はございません。

続いて、町が行う計画立案や事業を進めるにあたっての積極的な情報の公表の考えについてですが、町では、様々な審議会や委員会において、関係団体の代表者や専門家、学識経験者の方など、様々な見識のある方を幅広く委嘱することで、多様なご意見により協議が深まることや、様々な見地からの議論の公平性の確保に努めているところであります。

また、広報広聴の目的として、町民の皆様には正しい情報を伝えることで、相互の信頼感を高めることや、協働によるまちづくりへの参画、住民自治を促すことにもつながるため、積極的な情報の公表は行政と住民をつなぐ、相互の意思疎通の上で非常に重要であると考えております。

一方、会議の性質や協議の内容によっては、公表に適さない場合も想定されますので、全て一律に対応することは難しい面もありますが、それぞれの状況に応じ、適切な情報の発信を心がけてまいりたいと考えているところでございます。

**14番（大森君）** 1回目の答弁をいただきました。こういう今のご答弁をいただくと、最初にお願ひした第4回以降の建設委員会の傍聴の席を設けるということもしないということでしょうか。

**企画政策課長（伊達君）** 再質問にお答えをいたします。

先ほどご答弁の中でも申し上げましたけれども、今後については、傍聴の席を設けることも検討してまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 申し訳ございません。再三のご答弁ありがとうございます。検討していただくということですので、ぜひお願ひしたいというふうに思います。

それから、議論が漏れることや議論がしにくくなるということで、秘密厳守ということの会議になっているのかとお聞きしたんですが、そういう状況にはしていないということです。これについては、撤回ということになるんですか。それともどんな扱いになるのでしょうか。

**企画政策課長（伊達君）** ただいまの再質問でありますけれども、これも先ほどのご答弁の中で申し上げたとおり、会議の内容の秘密遵守をお願いした経過はないということでもありますので、撤回ですとか、そういったお話にはならないかと考えております。

**14番（大森君）** でも、議論が漏れることや議論がしにくくなるということですので、これを聞けば、皆さん秘密にしてくださいねと、安易に言っていることではないでしょうか。結構です。今後、傍聴席のことも検討していくということですので、その辺について、ぜひ実現していただきたいというふうに思います。

それから、パブリックコメントが募集されて、内容的にはまだ今精査されていると思うんですが、何件ぐらい、あるいは報告できれば内容、若干内容などがあれば、例えば建物についてとか、あるいは連携の内容だとか、いろんな意見があったかと思うんですが、そういう状況について、報告できる範囲でお願いします。

**企画政策課長（伊達君）** 再質問にお答えをいたします。

町民の皆様からの意見募集の結果ということでもありますけれども、基本的に結果については、建設委員会のほうにお諮りをしてということと考えておりますけれども、今現在、2月末まで受付をしまして、ご意見をいただいた実人数といたしましては、11名の方からご意見を頂戴しております。意見の件数は、お一人で何件もという状況でありますので、ちょっと今それは整理していますので、件数については今精査中ということでもあります。

内容については、細かいことはちょっと申し上げられませけれども、施設に関する事、それと今回の計画とは全くちょっと離れてしまっていることについてもご意見をいただいていると、そんなような状況でございます。

**14番（大森君）** 11人の方からのパブリックコメントが寄せられたということで、注目されているなというふうには感じます。また、要望など、こんなふうにしたらどうですかという提案なんかがあった場合について、何か事務局としての回答なんかはされるんですか。その扱いはどんなふうになるでしょう。それを採用したとかしないとかいうことだとか、そういうのもあるかもしれませんが、こういう意見をいただいて、事務局は今こんな考えでいますという、建設委員会を通さなくて、そういう事務局の考えをお示しするということはあるんですか。

**企画政策課長（伊達君）** ただいまの再質問でございますけれども、基本的にはですね、個人が特定されないように、ご質問、ご意見であった内容を一覧にして、それに対する町の考えというような形でまとめた中で、皆さんにお示しはしたいなと思っています。

基本的にはですね、これについても建設委員会でこういう方向でどうでしょうかということ、委員さんのご意見を伺った中で、そういった形を取っていきたいなと思っておりますので、建設委員会を通す前に、皆様にこうですということはないということでもあります。

**14番（大森君）** 昨日の同僚議員が福島県に視察に行くということでのお話がありました。行ってきた話がありました。私も白河市へ行政視察するというので、ホームページを調べてみましたら、複合施設の基本設計検討委員会の会議録が公表されています。もう竣工しているんですが、今でも公表されています。白河市の複合施設整備基本計画検討懇談会の概要、これも7回開かれまして、7回全てが概要として公表されています。しかし、先ほど私は3回までのを公開したらどうかというところ、概要とか要約とかいう形でも公にされるということもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そして、住民参加のまちづくりは、行政と住民との協働が必要であります。そのためには、

議論の前提となる情報公開の徹底が欠かせません。住民の声、意見が町政に反映されるように、積極的に町民の声を聞く姿勢が必要ではないでしょうか。私たちは、坂城町の過去から未来への歴史の通過点の一瞬間を担っているだけであり、複合施設は、今後50年以上も利用する施設となると思います。町が行う事業や建物については、公共財、町民の財産として、多くの町民の意見が反映された施設、みんなが関わった施設だと言えるものをぜひ造っていただきたい。このことを提案し、一般質問を終わりといたします。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時53分～再開 午前11時03分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠君の質問を許します。

**6番（宮入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、元日の夕方に発生しました石川県能登地方を中心とする地震は、2011年の東日本大震災、2018年の北海道地震以来となる観測された震度は7を記録し、大規模な地震災害となりました。地震発生から既に2か月以上が経過しました。今回の地震によりお亡くなりになられた方にはお悔やみを申し上げ、被災された方にはお見舞いを申し上げるとともに、一日でも早く平穏な生活が取り戻せますよう心よりお祈り申し上げます。

私ごとですが、会社員時代には資材調達のため、特に全国でも取引先の多い石川県には数多く足を運んでおりました。そんな中、東日本大震災の際には、各地からの部品調達が滞り、生産計画の維持が困難に陥ったことから、発注量が多い石川県の取引先には、大幅な生産調整と納入品の先送り等の難題をお願いしたところ、快く協力をしていただきました。既に退職して5年以上が経過しましたが、当時ご支援をいただいた取引先には、今でも感謝の念に耐えません。

本題となりますが、地震発生から1か月後の1月31日の信濃毎日新聞には、県内防災 能登の教訓をとの見出しに始まり、物資の受入れや孤立集落への支援は、に続いて、自治体は対策見直しの動きと大きく報じました。

内容としては、今回の地震は激しい揺れによる土砂崩れなどで多くの集落が孤立し、断水や停電からの復旧にも時間を要するといった課題が浮かんだ。中山間地域が多い長野県は、活断層が広く分布しており、同様の被害が発生する懸念がある。そのことから、県内の自治体は大規模災害への警戒心を強め、防災対策の見直しを始めつつある。また、このことから阿部知事は、2024年度の当初予算案の編成作業にあたり、能登半島地震を踏まえて、長野県の防災対策について見直す考えを示したとの記事でした。

さて、これより質問に入ります。最初に、地震災害への対応について、次に空家対策につい

てと順次お聞きします。

1. 地震災害への対応について

イ. 災害時の避難場所等について

1、応急避難所と中核避難所、それぞれの避難所の運営主体が町民に周知されているか。

2、令和元年東日本台風から5年が経過しますが、その後の教訓から年度別の中核避難所における改善点はこの2項目をお聞きします。

ロ. 中核避難所における備蓄状況について

1、備品庫の設置場所とブルーシートなどの防災準備品の内容は。

2、備蓄、特に飲料・食料等の内容と何日分及び何人分が確保できているか。

3、中核避難所における全般的な備蓄の状況は。

4、賞味期限のある備蓄品の更新の状況と賞味期限の切れたものへの対応は。

5、乳幼児、妊産婦等に配慮した備蓄品の確保がなされているかの5項目をお聞きします。

特に最後の5については、2月5日の信濃毎日新聞で内閣府の調査にて2022年度の末時点で、離乳食を備蓄していたのは全市区町村の14.3%、妊産婦用の衣類は0.5%で、調査対象20品目のうち16品目で30%を下回ったと報じたことからお聞きするものであります。

ハ. 災害ゴミについて

2月7日の信濃毎日新聞によると、石川県は今回の能登半島地震で倒壊した建物の瓦礫など、県内の災害廃棄物の推定量が244万トンに上ると発表しました。また、石川県は海上輸送も活用して県外を含めた広域処理を進める方針で、2025年度末の処理完了を目指すとのこと。なお、過去の災害として、阪神・淡路大震災では約1,500万トン、東日本大震災では津波による堆積物を除いて約2千万トン、熊本地震では311万トンの災害廃棄物が発生したとの記載がありました。

そこで、2点お聞きします。

1、現在、災害ごみの置き場所の設定状況は。

2、置き場所の運用開始の判断基準はこの2項目をお聞きします。

ニ. 職員の参集について

地震の際、職員を参集する基準についてお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いします。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、イの災害時の避難場所等についてから、ハの災害ゴミについてまでのご質問にお答えいたします。

初めに、イのご質問のうち、応急避難所と中核避難所の運営主体が町民に周知されているかとのことですが、応急避難所は、災害が発生した際に、一時的な避難場所として町地域防災計画では、主に各地区の公民館などを指定しているところでございます。



公民館は、平常時から各地区で管理運営しており、地域のコミュニティーの拠点として活用していただいておりますので、災害時の応急避難所として開設する場合においても、各地区の自主防災会などにおいて、運営していただくこととしております。

なお、応急避難所の開設につきましては、各地区の自主防災組織の長であります区長さんを通じて、防災説明会などの際などにおいて、ご説明させていただいているところであります。

また、町総合防災訓練の際に実施する避難訓練におきましても、各地区の皆様には、応急避難所として開設した地元公民館に一旦お集まりいただき、その後、中核避難所へ避難していただくこととしており、各地区の自主防災会が応急避難所の運営にあたることについてご理解をいただいているところであります。

そのほか、多くの自主防災組織では、町の地域づくり活動支援事業などを活用して、防災備品や保存食、避難用品などを取りそろえているほか、地区防災マップを作成しており、その際、地域の皆様にも、そうした活動をご紹介いただいていると考えております。

中核避難所につきましては、より多くの方が避難することが想定されますので、規模としましては、大規模な施設、町体育館や文化センター、小中学校、保育園などを町地域防災計画において指定しているところでございます。

有事の際には、地域の皆様が中核避難所に避難し、より包括的な支援を受けることができますよう、中核避難所につきましては、職員を配置する中で、町が開設することとしているところでございます。

これらの避難所につきましては、町のホームページや各戸に配布しております防災ハザードマップにも掲載されており、住民の皆様にも周知しているところでございます。

次に、令和元年東日本台風の教訓から年度別の中核避難所における改善点はとのご質問でございますが、中核避難所は、住民の皆様が安全に避難できますよう、適切な立地に配置され、十分な設備が整備されている必要があり、災害時のリスクを考慮した、堅牢な建物や避難場所の確保が求められております。

十分な食料、飲料水、寝具等の備蓄品を備えている必要性やトイレなどの設備も整備されていることも求められており、町地域防災計画では、こうした対応に努めてまいりました。

避難所における停電時の電力確保の必要性から、令和2年度には、中核避難所となる村上小学校体育館に蓄電設備を整備して以降、令和3年度に坂城小学校体育館に、今年度においては南条小学校体育館に蓄電設備の整備が完了し、現在文化センターで整備しているところであり、各地域の中核避難所が停電した際にも一定の電気が使える体制を整備しているところであります。

また、各小中学校体育館のトイレ設備につきましても、マンホールトイレの設置や便器の洋式化を順次進めていく予定であります。

そのほかにも、避難所を開設した際に最低限の備品はすぐに必要となることから、令和2年度に各小中学校と文化センターに簡易備蓄倉庫を設置したところであります。

また、令和2年度からは、東日本台風の教訓を生かし、地域住民と町が連携して災害対応に取り組むことができるよう、町総合防災訓練では、台風災害を想定した水防訓練や避難訓練、避難所開設訓練を実施し、令和2年度には村上地区、3年度には坂城地区、4年度には中之条地区で実施しており、今年度は南条地区で行ったため、全ての地区で訓練を実施いたしましたところであります。

そのほかの訓練では、令和2年度より、情報伝達訓練として実際に区長さん方にも各公民館に設置してある移動系町防災行政無線を使用していただき、災害対策本部との情報伝達訓練を実施することで、有事の際にも慌てずに機器の使用ができるよう訓練していただいております。

次に、口の備蓄の状況についてお答えいたします。

初めに、備品庫の設置場所とブルーシートなどの主な防災準備品の内容についてでございますが、備品庫は避難時における町民の安全を確保するため、町内4か所に設置されており、具体的には坂城地区の防災センターと村上地区の第10分団詰所横の防災備蓄庫、南条地区の第3分団詰所横の防災備蓄庫、中之条地区の文化センターであります。

これらの備品庫には、災害時に迅速な対応が可能となる主な防災準備品が備蓄されており、ブルーシートをはじめ毛布、ポータブルトイレ、排せつ物凝固剤、段ボールベッド、段ボール間仕切りなど、避難時での町民の安全や衛生面を確保できる備品を備蓄しております。

次に、備品の内容と量についてでございますが、町では保存食等における備蓄の方針として、人口1万5千人のうち、その1割にあたる1,500人分の防災準備品を常時確保することとしており、食料については特に重要視し、1,500人の2日分の食料を確保することを目標としております。

次に、中核避難所における備蓄の状況はについてでございますが、先ほども申し上げましたが、坂城小学校、村上小学校、南条小学校、坂城中学校の4か所が備蓄品の備えのある中核避難所として指定しております。

これらの避難所では、災害時に迅速な支援を行うため、食料を含む必要な備品が備蓄されており、備蓄品としましては、食料のほかにブルーシートや毛布、段ボールベッドなどの用意がございます。

次に、賞味期限のある備蓄品の更新の状況と賞味期限の切れたものの対応についてでございますが、保存水については、賞味期限が切れた場合でも、飲料用ではなく有事の際はトイレなどの衛生管理に使用することができるため、ある程度の量を確保し、飲料用としての保存水は賞味期限が切れる際に入れ替えるようにしております。また、食品に関しましては、賞味期限が切れた場合、食品の品質や安全性が低下する可能性があるため、賞味期限が切れるタイミング

で定期的に入替えを行っているところであります。

次に、乳幼児、妊産婦等に配慮した備蓄品の確保がされているかとのことですが、乳幼児につきましては、粉ミルクや液体ミルクなどの乳幼児向けの飲料や哺乳瓶を現在確保しているところでありますが、それ以外のものに関しましては、ニーズを把握する中で、必要な備蓄品の選定や確保に努め、より充実した支援につながるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、ハの災害ゴミについてのご質問にお答えいたします。

町では、令和5年に坂城町災害廃棄物処理計画を策定し、災害により発生するごみの処理について対応を定めております。

まず、災害ごみの仮置場としましては、役場北側駐車場、びんぐし公園第2駐車場、バラ公園駐車場、文化センターグラウンドを候補地として指定しているところであり、災害ごみが多岐にわたり、生活ごみから始まり、木くず、コンクリートがら、ガラス、陶器、瓦、粗大ごみ等が想定されるため、1か所で全て受け入れるか、ごみの種類によって受入場所を分けるのか、状況に応じて対応を図ることとしております。

続いて、運用開始の判断基準としましては、坂城町防災計画に基づき、地震だけでなく、風水害も含め災害対策本部が設置されたところから運用が開始されるものと考えております。

災害により発生したごみは災害廃棄物とされ、一般廃棄物となることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により町が処理の責任を負うこととなります。

災害ごみにつきましては、被災の状況にもよりますが、相当な量となることが想定されます。それらの災害ごみを迅速に排除することが、復興の第一歩と考えておりますので、災害時には、迅速に状況を把握し、いち早く置場を指定することにより、復興・復旧に向け努めてまいりたいと考えるところでございます。

**総務課長（関君）** 私からは、ニの職員の参集についてのご質問にお答えいたします。

地震などの災害が発生した際の、町職員の参集や活動体制に関しましては、町地域防災計画において、発災の状況に応じた参集基準や参集対象者を明確化し、また、連絡手段の確保や参集途上での情報伝達手段等に関して規定しているところであります。

ご質問の地震発生における参集基準に関しましても、町内で震度3または4の地震が発生した場合などの準1号配備「準備体制」から震度6弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生するおそれが生じた場合などの3号配備「非常体制」まで、震度の大きさや町における被災の状況により配備区分を設けているところであります。

具体的に各区分の配備基準を申し上げますと、当初の準1号配備の「準備体制」としましては、町域に震度3または4の地震が発生した場合や災害等が発生するおそれがあり、配備が必要と判断した際に体制を整えることとしており、構成する配備検討会の構成員である課長等の

ほか、担当課の主査以上の職員を配備することとしております。

さらに、災害等が発生し、その状況から必要と判断した際には、1号配備の「警戒体制」を整えることとし、「準備体制」の職員に加え、理事者のほか、正副消防団長と担当課の職員を配備することとしているところでもあります。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合には、災害対策本部を設置することとしており、震度5弱または5強の地震発生時や激甚な災害が発生するおそれがある場合などにおきましては、2号配備の「即応体制」を整えることといたしております。その際は、さらに全課の主査以上の職員と各消防団の分団長を招集し、対策にあたることとしているところでもあります。

さらに、震度6弱以上の地震が発生した場合や大規模な災害が発生し、または町全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合には、3号配備の「非常体制」として全職員のほか、全消防団員も配備する中で、各分掌事務に沿った災害対応にあたることとしております。

これらの配備区分に応じた配備体制や活動内容について、職員に対しましては、平時から自身が招集される場合をあらかじめ把握しておくよう指示しているところでもあります。

実際に配備を指示する際の伝達といたしましては、町長からの指示の下、総務課長からの配備指示をはじめとして、関係職員を招集する形としておりますが、その方法としましては、緊急連絡網に登録している固定電話や携帯電話を使うほか、すぐメールにおいても伝えることとしております。

なお、災害の発生などにより、電話などの通信手段が利用できないことも予測される中、職員については自ら情報を収集し、情勢を判断することで、災害対策本部における自身の役割を果たし、自主登庁や上司等に連絡するなど行動に移せるよう周知を図っているところでもあります。

また、毎年度、定期的に情報伝達訓練を実施し、全職員に対して確実に伝達ができるよう努めているところでもあります。

**6番（宮入君）** 各項目について丁寧な答弁をいただきました。今回の地震災害における教訓として、私が改めて思ったことと今後の要望についていくつか述べたいと思います。

1として、地震直後に大津波警報が発生した際の、NHKの女性アナウンサーによる高台への避難を呼びかける声が一段と大きかったこと。

2として、地震の翌日の2日には、羽田空港にて日本航空の旅客機が着陸直後に海上保安庁の航空機と衝突、炎上するという事故が発生しました。日本航空機には幼児8人を含む乗客367人と乗員12人の計379人が搭乗していました。後日、けが人の報告はなされましたが、全員が無事に機体から脱出し、奇跡的に死亡事故に及ぶ大惨事には至らずに済みました。当時の状況から、日常的に厳しい訓練を重ねているとはいえ、燃える機体と煙が充満する機内においての明確な呼びかけと限られた僅かな脱出口への誘導を行った客室乗務員の勇気ある行

動には深く感動を覚えました。

この2件についての共通点は、常日頃から有事の際の心構えと命の尊さへの思いが身についており、今回の冷静な行動に結びついたと思います。以上のことから、地震災害に対するさらなる認識の向上、今回の地震から得た教訓を次に生かすことを目的とした提案を2件申し上げますので、検討のほどお願いします。

1、町職員の防災士の資格取得の拡大について。職員の防災に関する人材育成をさらに高めるため、現在、消防団の分団長経験者は取得済みかと思いますが、職員の部署及び男女を問わずに毎年少しずつでも取得拡大を検討していただきたい。

2、災害発生時の早急な相談窓口の設置。飯綱町は、災害時の住民のよりどころを第一とするため、また災害対応に追われる自治体職員の住民への相談に対する時間的な余裕が困難との見方から、災害時の被災者相談として、2月14日に県弁護士会と協定を締結した。

以上、いずれも簡単な内容ではないかと思いますが、鉄は熱いうちに打てのことわざにもあるとおり、また、少しでも防災の輪を拡大するための第一歩としてご理解いただき、実施に向けた検討をお願いして、地震災害への対応についての質問を終わります。

## 2. 空家対策について

次に、空家対策についての質問をいたします。今回、空家対策についての質問を検討するに際し、本年1月19日に開催された坂城中学校の3年生による中学生模擬議会においても、町における課題として、近年の空家の増加傾向、人口の減少、土地所有者の高齢化、空家への対策と幅広く質問がなされました。これからの坂城町を背負っていくであろう若い年齢層からの関心度の高い質問に驚いたところであります。

また、私としては、空家対策につきまして昨年6月の一般質問でも取り上げ、空家の状況、件数、分類、住民からの苦情等についてお聞きしました。今回は、他市町村の事例を含めて、空家対策へのさらなる取組の考えについてお聞きします。

### イ. 空家等対策計画について

1、第2次坂城町空家等対策計画、令和3年度より令和7年度までの進捗状況について。2、令和5年度における主な事業内容とその成果についての2項目についてお聞きします。

### ロ. 官民連携した取り組みについて

このことは、職員のマンパワーや専門知識の不足に悩む市町村が多いとのことから、民間の技術やノウハウの助けを得ながら、空家の利活用や移住者の拡大に結びつける狙いがあるとされています。参考例として、2023年の4月に下伊那郡根羽村は、空家活用を専門とする企業と官民連携事業の協定を締結しました。このことは、締結した企業におんぶに抱っこすることだけでなく、職員の人材育成も並行して行うことを目的としているとのこと。

また、中野市は、2021年に空家を100円もしくは100万円の100均物件として掲

示し、売手と買手をつなぐマッチングサイトを運営する東京、横浜などの企業と連携協定を締結して活性化に努め、100均空家を8件紹介し、5件の成約に至るなどの成果を上げているとの内容が、2月5日の信濃毎日新聞に紹介されました。

以上のことから、他市町村では民間企業、NPOと連携した空家の利活用に対する取組が活発化し、実績を残しております。町においても、ノウハウのある民間企業やNPOとの連携ができないかについてお聞きします。

ハ、今後の空家対策について

参考例としまして、2月12日の信濃毎日新聞に空家対策への逆転の発想として取組を紹介しました。内容としては、放置されれば、朽ちて維持管理のコストがかさむ負の遺産となりかねない空家を、そうなる前に新しい町の拠点として生まれ変わらせようという動きについて、上伊那郡箕輪町の一般社団法人による取組や諏訪郡下諏訪町における移住交流スペースの運営など、県内でも広がりつつある取組の事例が掲載されました。

また、別の空家対策の参考例として、昨年12月16日の信濃毎日新聞には、空家20万戸時代と題して、所有者が元気なうちに住まいを後継者に引き継ぐ準備をしてもらい、空家が生じることを防ぐ目的とし、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村の4市町村が書き込み式の住まいの終活ノートと題した家のことを作成しました。それぞれの窓口にて配布しているほか、各市町村で開く空家対策セミナーの教材としても活用され、今年4月1日より開始となります。相続登記が義務化されることを踏まえ、また将来空家になる可能性がある空家予備軍への対策も考慮した内容とのことでした。

以上のことから、1、管理不全空家の定義と今後の取組について、2、今後の空家対策の取組の考えはの2項目についてお聞きします。以上の質問について答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま2番目の質問としまして、宮入議員さんから空家対策について、イの空家等対策計画について、ロの官民連携した取り組みについて、また、ハの今後の空家対策についてというご質問をいただきました。私からは、この中のロの官民連携した取り組みについてお答え申し上げまして、そのほかの項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

今いろいろご指摘がありましたけれども、近年、地域における人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化等に伴い、全国的に空家が増加しており、使用目的のない空家は、この20年で2倍近くに増え、今後も増加していくことが予想されております。

そうした状況の中、町では、平成26年に制定されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年10月に坂城町空家等対策協議会を組織し、それぞれの担当課で行っていた空家等の対策について、横断的な連絡体制を整えたところであります。

また、平成29年3月には、坂城町空家等対策計画を策定し、町空家等対策協議会による空家等対策会議において、各地区の区長さんと連携し、町内の空家を把握し、適切な管理がされ

ている空家等と適切な管理がされていない空家等とに区分をし、適切な管理がされていない空家等につきましては、所有者または管理者に対し、適切な管理を行うよう連絡するなどして管理されていない空家等の減少に努めてきたところであります。

ご質問の官民連携、こうした取組につきましては、現在、町空家等対策協議会の委員として、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、建築士の方々にもご参画いただきまして、専門の立場で空家対策にご協力をいただいているほか、町が主催します空家対策講座、空家対策セミナーにおきましても、司法書士、宅地建物取引士を講師にお招きしまして、不動産としての空家の価値や、空家の利活用のメリットなどについて、わかりやすくご説明いただいているところでもあります。

また、空家の流通促進や将来の空家発生の抑制を図ることを目的として、長野県空家等対策支援専門家派遣事業を活用し、空家対策住民啓発講座・相談会を開催しているところであります。こうした取組を通じまして、空家の解消につながった事例も数多く出てきております。官民連携による大きな成果と捉えているところであります。

さらに、町空き家バンク制度につきましては、長野県宅地建物取引業協会上田支部と実施協定を締結し、町内の空家等を売手と買手、貸手と借手をマッチングさせる仲介をしていただいております。

この制度は、平成27年度から施行されておまして、現在もいろいろ成果は出ておまして、現在まで82件の物件が登録されており、これまでに125件の賃貸等の利用と、47件の売買等の成約がされております。

また、空き家バンクの利用促進を図るため、空家等の片づけや改修につきまして、補助制度を設けており、現在までに片づけの補助が13件、改修工事等の補助が18件、利用されているところでもあります。

町といたしましても、今後、空家対策のノウハウを持つ民間企業やNPO法人など、今いろいろお話がありましたけれども、などともさらに連携した空家の解消や利活用の方策について、研究してまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、空家対策についてのうち、イの空家等対策計画についてと、ハの今後の空家対策についてお答えいたします。

まず、イの空家等対策計画についてのうち、第2次坂城町空家等対策計画の進捗状況についてであります。国は、空家等対策の推進に関する特別措置法を平成26年に制定し、市町村が空家等対策に取り組むための法整備を行ったことを受け、町では平成29年3月に、第1次となる坂城町空家等対策計画を策定しました。

この計画は5年間を計画期間として、対策を進めてまいりましたが、空家等の対策を総合的に計画するために、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする第2次坂城町空家等

対策計画を策定いたしましたところでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法において、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める」ものとする規定されているところであり、第2次計画におきましては、所有者等による空家等の適切な管理の促進と空家等の利活用の促進について進めるものとしております。

現在までの進捗状況であります。令和3年2月に行政協力員である区長の皆様と連携し、平成29年に実施した空家等実態調査のリストに基づき、リストにある空家等を再確認するとともに、新たな空家についての実態調査を実施したところであります。

実態調査後、調査により把握した空家等のうち、適切な管理がされていない空家等につきましては、適切な管理がされるよう、所有者や管理者に連絡し、対応を図っていただいているところであります。

次に、令和5年度の主な事業内容とその成果につきましては、固定資産税の納税通知発送の際に、空家にお困り事の相談についてのチラシを同封させていただいているほか、7月、8月には、町が主催し、空家対策講座、空家対策セミナーを開催し、司法書士、宅地建物取引士を講師にお招きして、不動産としての空家の価値や、空家の利活用のメリットについてなどのご説明をいただいたところであります。

また、個別の相談があった際には、空き家バンクをご紹介したほか、相談機関をご案内させていただいたところであります。

そのほか、空家等の近隣から寄せられた草木の繁茂などの苦情につきましては、所有者もしくは管理者をお調べし、現在の状況の改善をお願いしたところでございます。

現時点におきましては、苦情のあった空家等に連絡することで改善していただいているケースも多くあり、その後に定期的な管理につながることもあることから、今後も引き続き所有者等と調整を図る中で、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハの今後の空家対策についてお答えいたします。

まず、ご質問のありました管理不全空家の定義と今後の取組でございますが、管理不全空家は、令和5年12月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律により新設された空家の区分となります。

具体的には、完全に放置されているわけではないが、壁や窓の一部が腐食、破損、落下の可能性があり、雑草や枯れ草が管理されていない、敷地内にごみなどが散乱、放置されているといった状況にある空家を指しております。管理不全空家は、空家の管理を促すための基準となり、当町におきましては、管理がされていない空家の一部に相当いたします。

管理不全空家の今後の取組といたしましては、管理がされていない空家の一群として、適切な管理がされるよう、所有者や管理者に啓発してまいりたいと考えます。



次に、今後の空家対策の取組についてでございますが、第2次坂城町空家等対策計画では、所有者等が空家を適正に管理され、利活用につなげていくことを目的としていることから、適正に管理されていない空家等につきましては、引き続き、所有者もしくは管理者に連絡し、改善を依頼していくとともに、個別相談会等の実施に関しましても、随時開催してまいりたいと考えております。

また、空家は今後年々増加していくことが予想されているところでありますが、所有者に対しましては、適正な管理に努めていただくようお知らせし、啓発していくとともに、空き家バンク等を通じ、空家を提供したい方と取得したい方とをマッチングさせ、空家を有効活用していくことも努めてまいりたいと考えております。

そのほか、町といたしましても、移住体験ハウスとして活用を検討するなど、空家を有益な資産として各種施策において活用してまいりたいと考えております。

**6番（宮入君）** 各項目について、丁寧な答弁をいただきました。私自身も町の空き家バンク制度を活用しまして、時間はかかりましたけれども、幸いにも買手の方が見つかりまして、ちょっと肩の荷が下りたかなというのを今のお話を聞きながら実感したところであります。

さて、国土交通省は、空家対策をめぐる現状について、住居目的のない空家は、先ほど町長の答弁にもありましたが、1998年が182万戸だったのが20年が経過した2018年には、1.9倍の349万戸に増加した。この数字は、住宅の5%強に相当する。また、このまま推移すると、2030年には推定470万戸になるとの見通しを報告しました。さらに、このような背景から空家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除去等の三本柱で対応を強化する方向性を打ち出しました。

また、3月2日の日本経済新聞では、空家対策特別措置法が施行された2015年以降の自治体による問題物件の処理状況を国土交通省の資料を踏まえて推計した結果、状態の悪い空家を解体による撤去や利活用に向けた修繕により処理ができた割合は、全国平均が2023年3月末で16.7%、都道府県では、埼玉県が30.3%と唯一3割を超えた。三重県、茨城県がそれに続いており、18の都道府県が全国平均を上回った。

なお、長野県は、北信越においても撤去と修繕率は1割にも満たない7.2%と最も低く、全国の順位では44位との結果を報じました。

以上の結果も考慮して、先ほど住民環境課長からお話がありましたが、第2次空家対策等対策計画は、策定から3年が経過しました。折り返し点でもあること、また、今回の地震による追加・改善等を含めた必要性の検討をお願いしたいと思います。

最後になりますが、空家による推定される問題は、防災性の低下として倒壊、崩壊、屋根及び外壁の落下、火災の発生のおそれなどがあり、防犯性の低下、ごみの不法投棄、衛生の悪化と悪臭の発生、風景・景観の悪化など、住民への影響が生じることなど、対岸の火事とは言っ

ていられないことから、町としても法規制についてなど、住民への理解を高める施策を講じながら、今後も引き続き攻めの空家対策強化を希望するところであります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします  
(休憩 午前11時54分～再開 午後 1時30分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

---

**議長（滝沢君）** 続いて、日程第2「発委第1号 坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」以下、12件の議案については、全て去る2月29日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「発委第1号 坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第3「議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第4「議案第19号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第5「議案第20号 坂城町隣保館条例の一部を改正する条例について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第6「議案第21号 坂城町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第7「議案第22号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第8「議案第23号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第9「議案第24号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第10「議案第25号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第11「議案第26号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第12「議案第27号 坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第13「議案第28号 新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例  
に関する条例を廃止する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第14「議案第29号 令和6年度坂城町一般会計予算について」

**議長（滝沢君）** 直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

**9番（玉川君）** 歳入についてお尋ねします。4点あります。9ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目2農林水産業使用料、節1農業使用料、ファミリー農園の使用料16万円あります。これの区画数、そして使用の状況について一つ。

二つ目として、9ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目3土木使用料、節2の住宅使用料、これの町営住宅の入居率と今後の管理の計画について。

三つ目として、20ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金、これの001財政調整基金の残高について伺います。

四つ目、21ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入、節2の同和地区住宅新築資金等貸付金の元利収入12万円とあります。これの残高、そして人数、件数についてお答えをお願いします。

**商工農林課長（竹内君）** ページ9ページの目2農林水産業使用料のうち、ファミリー農園の区画数と使用状況についてお答えをいたします。

町内ファミリー農園につきましては、坂城地区2か所24区画、南条・中之条地区2か所32区画、村上地区2か所16区画で、町内6か所、計72区画を設置しております。

使用状況につきましては、全72区画において毎年50区画前後の利用をいただいている状況で、令和6年度においては、50区画の利用を想定しているところでございます。

**建設課長（堀内君）** 予算書ページ9ページ、目3土木使用料、節2住宅使用料について、町営住宅の入居率と今後の管理計画はということですが、町営住宅入居率といたしますと、全219戸のうち111戸の入居で50.7%ですが、事業用地に係るものや老朽化等で募集停止となっている80戸を除きますと、実質79.9%といった入居率になります。

今後の管理計画につきましては、ただいま申し上げた様々な事業関連、老朽化の進む住宅につきましては、計画的な統廃合について検討しているところでございます。

**財政係長（宮嶋君）** 予算書20ページ、財政調整基金の基金残高についての質問についてお答えいたします。

財政調整基金については、8号補正までの残高は23億1,952万1千円、令和6年度当初予算で基金からの繰入金は3億4,560万1千円、一方、積立金は基金利子分294万3千円を見込み、残高は19億7,686万3千円でございます。

**企画政策課長（伊達君）** 予算書21ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入、節2の同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入につきまして、令和6年2月末現在で申し上げます。残高につきましては、2,461万9,627円、人数は6人、件数は9件となっております。

**議長（滝沢君）** ほかにございますか。

（進行の声あり）

**議長（滝沢君）** では、これにて歳入の質疑を終結いたします。

続いて、歳出の質疑に入ります。

**12番（大日向君）** 3点ほどお伺いします。予算書119ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、小学校150周年記念事業、これは各学校における記念事業の内容とこの準備はどのような方々で行っていくのかと式典の開催の時期について、それと同じく予算書119ページから120ページにかけての小中学生国際交流事業、これは中学生海外派遣補助金890万円とあります。これ何名派遣の予定なのか。それとその生徒の選定方法はどのよう

になるのか。それと、各家庭における費用負担はどのぐらいになるか。それと、120ページにかけての同じく国際交流村事業、これはどのような事業なのでしょうか。

それともう1点、予算書133ページ、款10教育費、項4社会教育費、目2公民館費、ここでちょっとお聞きしたいんですけど、各種スポーツ大会、この2月にスマイルボーリング等が本来なら開催予定だったんですが、今後のその計画と春の球技大会や町民運動会はどのようになっていくのかお聞きします。

**教育文化課長（長崎さん）** 予算書119ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費のうち教育振興事業の小学校150周年事業補助金についてのご質問に順次お答えいたします。

令和6年度は、町内の3小学校が創立150周年の節目を迎えることから、各小学校では、保護者やPTAのOBなどで組織された記念事業実行委員会において、創立150周年に向けた式典や行事など、様々な記念事業を計画・準備しているところでございます。

各小学校で計画しております記念事業の主な内容は、南条小学校では記念式典と記念コンサートを、坂城小学校では記念式典と記念コンサート、また中庭の坂城っ子の森の整備や図書購入、楽器購入、記念誌の発行など。また、村上小学校では記念式典と講演会、校門入り口にあります子どもの森の整備や遊具の整備などが計画されております。

このほか、児童への記念品として、3小学校ともに全校児童で撮った写真入りのクリアファイルを全児童へ配布することも計画されております。また、記念式典の開催につきましては、村上小学校は9月、南条小学校は10月、坂城小学校が11月に行えるよう準備を進めているとお聞きしております。

同じく予算書119ページ、目2事務局費、小中学生国際交流事業、中学生海外派遣補助金のご質問にお答えします。

中学生海外派遣事業は、町の次代を担う感受性豊かな中学生を海外に派遣し、海外生活を体験することにより豊かな国際感覚を養うとともに、国際社会の中で心豊かな人格の形成を図ることを目的として、アメリカカリフォルニア州シリコンバレーへ海外派遣を行う事業でございます。ご質問の派遣人数につきましては、中学2年生8名、随行者3名の合計11名を予定しております。

次に、派遣する生徒の選考方法につきましては、10月以降に参加者の募集を行い、選考委員会において審査の上参加者を決定し、学校長を通じて伝えることとなります。また、参加者の選考につきましては、町理事者、教育委員会及び学校関係者により選考委員会を組織し、決定してまいります。

次に、保護者負担につきましては、円安や物価の高騰等の影響を受け、渡航費などの諸経費が高騰しておりますが、保護者負担が増額しないよう、今年度と同額の1名15万円の負担を

予定しております。

続きまして、予算書120ページの国際交流村補助金につきましては、これからの国際社会に生きる児童生徒が外国の方々と交流体験を通じ、様々な国の文化や言語を理解しながら外国への興味や関心を持ち、外国の方々と一緒にスポーツやゲームを行い、母国の紹介などのコミュニケーションを図ることの楽しさを学ぶとともに、日頃行っている外国語学習などの成果をはかる場とすることを目的として、毎年夏休み期間の7月に開催をしている事業でございます。

次に、予算書133ページ、款10教育費、項4社会教育費、目2公民館費、各種公民館事業における町の公民館によるスポーツ大会についてのご質問にお答えいたします。

町公民館活動につきましては、教育や文化などの生涯学習に関する各種事業を行うことで地域住民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進などを図ることを目的に各種行事等を実施しております。町公民館が実施しておりますスポーツ大会におきましても、健康増進はもとより、住民の交流や親睦を深めることで地域の連携が図られるものと考えております。

一方において、社会情勢の変化に伴い地域住民のニーズは変化し、価値観が多様化してきており、これまでと同様の事業では、町民の皆様の参加が減少してしまう状況でございます。このような状況を踏まえ、町公民館におきましても、各スポーツ大会の種目や内容について工夫をし、町民運動会につきましては、住民アンケート調査を行い、調査結果を基に、できる限り地域住民の皆様が参加しやすくなるよう、分館の役員の皆様とともに種目などの調整を行ってまいりました。

令和6年度の公民館事業であるスポーツ大会につきましては、今年の2月の分館長会議において、これまでの町民運動会の経過や昨年のアンケート結果などを説明する中で、令和6年度は町民運動会の開催は難しいとの判断をさせていただいたところでございます。

今年度は、より多くの分館の皆さんが参加しやすい行事や開催方法などを検討させていただき、これまで行ってきたスマイルボーリング、春の球技大会に加え、町民運動会に代わり秋のスポーツ大会を開催したいと考えているところでございます。

また、スマイルボーリングにつきましては、これまで2月に開催してまいりましたが、コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の流行などにより中止としてきた経過や、分館からの意見・要望などにより、今年度は7月に開催をしたいと考えております。

今後におきましても、町民の皆様の生涯学習の場の提供や地域住民の親睦や連携を図り、長期総合計画が目指す「すべての人がともにつくるまち」を推進するためにも、内容や開催方法などについて検討を行ってまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** 1点ちょっとお伺いします。中学生海外派遣事業のところ、すみません、今年度の予定はどのようにになっているか、お聞かせください。

**教育文化課長（長崎さん）** 中学生海外派遣事業の再質問にお答えいたします。

令和5年度のアメリカ海外派遣事業につきましては、中学生8名に加え、坂城中学校長及び英語コーディネーターの2名が、今月23日から28日までの6日間の日程でアメリカ合衆国カリフォルニア州のシリコンバレーにおいて、先進企業などの視察見学や現地中学生との交流等を計画しております。

また、今年度は、交流する現地中学生のお宅でホームステイを予定しており、現在メール等で相互理解などを図っているところでございます。中学生の皆さんは、この経験が大変刺激になり、物の見方など視野が広がる大変貴重な体験になると考えており、アメリカにおいて肌で感じた貴重な体験を学校内の皆さんに伝えていただきたいと思いますと考えております。

**議長（滝沢君）** ほかに。

**5番（水出君）** 2点ほど質問させていただきます。ページ110ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費、節14工事請負費、その中の遊具整備等工事161万6千円、その下の施設改修工事費1,600万円について、まず遊具の整備等工事についてですけど、魅力ある充実した環境整備をしていくということで、以前から取組をされておりますが、この予算内に新しい遊具とか、何か整備するということで具体的にお決まりのものがあればお答えをお願いします。それとあと施設改修工事については、どこの施設の工事になるのか、お答えをお願いします。

続きまして、次のページの111ページです。款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、その12委託料、この中の乗合タクシー運行業務816万円とございますけれど、これは乗合タクシーの乗車料金1回当たり500円、その差額の町負担分なのか、タクシー会社の何か別な契約ルールがあつてのお支払いなのか、その辺について質問させていただきます。以上お願いします。

**建設課長（堀内君）** 最初に、予算書110ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費中、公園管理一般経費の節14遊具整備等工事161万6千円について、こちらの内訳ですが、びんぐしの里公園のローラー滑り台と同じくからくり時計の修繕に係るもので、今年度まず人気の設備修繕を優先させていただきまして、新規遊具については見込んでおりません。

そしてその下、施設改修工事1,600万円、こちらにつきましては、千曲川バラ公園のトイレの改修工事、令和6年度で第19回、7年度で第20回を迎えますので、それに間に合うようにトイレの改修工事を行ってまいりたいと考えております。

そして111ページ、高速交通総務費中、高速交通対策一般経費、節12乗合タクシー運行業務につきましては、内訳といたしますと、本事業は乗合タクシーの運行についてタクシー事業者へ委託を行うもので、運輸局が定めますタクシー時間制運賃に基づきまして、1時間8,600円という単価がございます。これで1日5時間、240日年間を掛けまして

1, 032万円、それと業務委託固定経費としまして、登録手続、予約受付業務等に対しまして、月当たり2万円お支払いをしております。こちら1, 032万円と24万円を足したのから、利用者にご負担いただく利用料金500円掛ける10回の240日で、2人を想定しまして240万円、こちらを引きまして816万円になるものでございます。

**5番（水出君）** この利用者のほうは、何名見込みで計算されていますでしょうか。失礼しました。今の111ページの款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、12委託料のただいま乗合タクシー運行業務の内容について説明いただきましたけれど、タクシー料金の差額のところの人数については、何名ぐらいを見込んでの予算、計画になっていますでしょうか。

**建設課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

乗合タクシーの積算内訳のうち、利用者からご負担いただく利用料金につきましては、何名という形ではなく、1日あたり10回を想定しまして、それがその都度2人を想定しております。それを240日で掛けておりまして、240万円という見込みであります。ですので、1日10回の2人ということで、20回の利用を240日ということで積算しております。

**議長（滝沢君）** ほか。

**7番（中村君）** ページ78ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4健康増進事業費、節18、18043アピアランスケア助成事業補助金30万円について、費用助成の内容についてご説明をお願いします。

**保健センター所長（竹内さん）** ページ78ページ、アピアランスケア助成事業補助金につきまして、アピアランスケア助成事業は、がん患者の方の治療に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具等の購入費用の一部を助成するものであります。助成の対象となるのは、ウィッグなどの頭髪補整具、乳房補整具、その他の三つの区分がありまして、それぞれ2万円を上限とし、購入費用の2分の1が助成額となります。

なお、お一人で区分ごとに1回ずつ助成を受けることができ、乳房補整具につきましては、左右1回ずつ助成を受けられますので、お一人で最大4回助成を受けることができるものとなっております。

**議長（滝沢君）** ほかに。

**6番（宮入君）** 1点確認いたします。ページ49、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、010301社会福祉一般経費の中の12006行旅死亡人等移送等業務委託、新規創設の理由と内容をお聞かせください。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 予算書49ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の社会福祉一般経費の行旅死亡人等移送等業務委託についてのご質問にお答えいたします。

こちらは、行旅中の身元不明者や身寄りのない方が亡くなった場合、自治体が安置し火葬等を実施するため、葬儀業者に委託し実施をするものでございます。



理由といたしましては、町内において独居高齢者で身寄りのない方がお亡くなりになると、葬儀を執り行う親族がないことが想定され、また、事案発生から火葬まで時間的な猶予が少ないため、予算措置を行い速やかに対応できるよう新たに予算を計上したものでございます。

内訳でございますが、ひつぎや骨つぼの葬具のほか、遺体の安置、寝台車移送料など、まとめて業者に委託をするものでございます。こちらについて、そのほかにも死亡時の診断書作成料ですとか、火葬の費用を別に予算計上しております。

**議長（滝沢君）** よろしいですか。

**8番（星君）** ページ100ページ、款7商工費、項1商工費、目4商工企画費、010717坂城テクノセンター支援事業、18045さかきテクノセンター施設改修補助金8,900万円。施設改修全体の費用はどのくらいを見込んでいるか。町の負担割合はどのようになっているか。今回の工業振興施設等整備基金から9,100万円を繰り入れ改修予定だと思うが、基金残高はどのようになるのか。以上質問です。

**商工農林課長（竹内君）** ページ100ページ、目4商工企画費、坂城テクノセンター支援事業の中のさかきテクノセンター施設改修補助金のご質問に順次お答えをいたします。

まず、施設改修全体の費用見込みにつきましては、テクノセンター改修工事に係る入札が予定されていることから、詳細な金額は差し控えさせていただきますけれども、改修及び設備の導入に要する経費のほかZEB設計の委託など、諸経費を全て含めた全体の費用として、おおむね3億8千万円と見積もられているところでございます。

また、全体の経費に対して町からの補助金が占める割合は、4分の1程度となっております。テクノセンター改修及び設備導入とNearly ZEB達成に要する額の3分の2を国の補助金で賄う予定であり、残りの3分の1と既存設備の撤去費用など、国補助の対象外の経費は自己負担額となり、この自己負担額については、テクノセンターによる自己資金と町からの補助金8,900万円を合わせて賄う予定としているものであります。

次に、工業振興施設等整備基金の残高についてであります。本年2月末現在の基金残高は、2億907万4千円であります。令和6年度当初予算では、先ほど申し上げましたテクノセンターZEB化に係る施設改修補助金に8,900万円、テクノセンターにおいて新たに更新を予定している試験機器の整備補助金に200万円を繰り入れ、工業振興施設等整備基金積立金利子として26万円を積み立てることにより、基金残高は1億1,833万4千円となる見込みでございます。

**議長（滝沢君）** ほかに。

**3番（塚田さん）** 予算書123ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、011034災害用マンホールトイレ整備事業の中の14001災害用マンホールトイレ等設置工事費1,200万円についてです。どのような設備になるのか、断水時の対応と水の確保

は。下水管が使えない場合はどうするのかについてお聞きします。

**建設課長（堀内君）** ページ123ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費中の災害用マンホールトイレ整備事業につきましてお答えいたします。

マンホールトイレの形式につきましては、当町では貯留型を採用する予定でございます。貯留型を採用する理由といたしましては、維持管理頻度が1日1回から2回ということ、また、地中に埋設されている排水管にあらかじめ水洗用水を貯水することが可能なため、有事の際に迅速に対応できるといったところから選定しております。

トイレの設置基数につきましては、障がい者用1基、女性用2基、男性用2期の計5基を予定しております。

断水時における水洗水の確保につきましては、「安心の蛇口」と学校プールを想定しております。「安心の蛇口」につきましては、「安心の蛇口」までの水道管は耐震化されていることから、マンホールトイレの給水用として予定しております。さらには、万が一「安心の蛇口」も使用できない場合も想定し、学校プールの水を利用することを計画しております。

続いて、マンホールトイレ下流下水管路が被災した場合の対応でございます。こちら当町で採用予定の貯留型につきましては、埋設された管路に汚水をためて、貯留弁を開放することにより排水するものでございます。有事の際、下流の管路が被災した場合には、バキュームにより汚水を収集し処理することも可能でありますことから、貯留型を採用しております。以上です。

**議長（滝沢君）** ほかにございますか。

（進行の声あり）

**議長（滝沢君）** これにて、歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款

10 教育費のうち項2 小学校費中、目1 小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12 公債費、款14 予備費の各事項を総務産業常任委員会に。

歳出の款2 総務費のうち項1 総務管理費中、目11 防犯対策費、目12 交通安全対策費、目13 消費生活費及び項3 戸籍住民基本台帳費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中、目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費を除く民生費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中、目9 上水道費、目10 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9 消防費のうち項1 消防費中、目4 水防費、目5 防災費を除く消防費、款10 教育費のうち項2 小学校費中、目1 小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

---

◎日程第15 「議案第30号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

**議長（滝沢君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（滝沢君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第16 「議案第31号 令和6年度坂城町介護保険特別会計予算について」

**議長（滝沢君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（滝沢君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第17「議案第32号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

**議長（滝沢君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

（進行の声あり）

**議長（滝沢君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第18「議案第33号 令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」

**議長（滝沢君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は収入支出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（滝沢君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第14「議案第29号」から日程第18「議案第33号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日13日から3月20日までの8日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、明日13日から3月20日までの8日間は、休会とすることに決定いたしました。

次回は、3月21日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時26分）

